

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

氏 名 クリーンセンター花泉有限会社
代表取締役 佐藤 由佳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許 可 の 年 月 日 令和4年11月18日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和9年11月17日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
許可証書換年月日：令和5年7月11日 施設の追加による許可証書換え

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

COPY

種類	施設の区分	中間処理 造粒固化施設				特記事項
		No. 1 取扱	No. 2 取扱	No. 3 取扱	No. 4 取扱	
燃え殻		×	×	×	×	
汚泥		○	○	○	○	無機性汚泥に限る。
廃油		×	×	×	×	
廃酸		×	×	×	×	
廃アルカリ		×	×	×	×	
廃プラスチック類		×	×	×	×	
紙くず		×	×	×	×	
木くず		×	×	×	×	
繊維くず		×	×	×	×	
動植物性残さ		×	×	×	×	
動物系固形不要物		×	×	×	×	
ゴムくず		×	×	×	×	
金属くず		×	×	×	×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※		×	×	×	×	
鋳さい		×	×	×	×	
がれき類		×	×	×	×	
動物のふん尿		×	×	×	×	
動物の死体		×	×	×	×	
ばいじん		×	×	×	×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物		×	×	×	×	
自動車等破砕物		×	×	×	×	
石綿含有産業廃棄物		×	×	×	×	
水銀使用製品産業廃棄物		×	×	×	×	
水銀含有ばいじん等		×	×	×	×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

（別表2）

施設の種類	設置場所 (駐機場所)	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
No. 1 造粒固化施設	岩手県一関市花泉町日形字日形山 1番73、2番1	令和4年8月29日	1200m ³ /日 150m ³ /時 稼働時間 8時間/日	許可対象外	—	移動式 ※
No. 2 造粒固化施設	岩手県一関市花泉町日形字日形山 1番73、2番1	令和4年8月29日	120m ³ /日 15m ³ /時 稼働時間 8時間/日	許可対象外	—	移動式 ※
No. 3 造粒固化施設	岩手県一関市花泉町日形字日形山 1番73、2番1	令和4年8月29日	480m ³ /日 60m ³ /時 稼働時間 8時間/日	許可対象外	—	移動式 ※
No. 4 造粒固化施設	岩手県一関市花泉町日形字日形山 1番73、2番1	令和5年5月30日	1200m ³ /日 150m ³ /時 稼働時間 8時間/日	許可対象外	—	移動式 ※

※ 移動式施設の使用は、発生事業所内に限る。